

フィンランドにおける高等教育質保証への学生参画 の変容

李, 月婷
筑波大学人間総合科学研究群 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/4773102>

出版情報 : 九州大学教育社会学研究集録. 23, pp.47-56, 2022-03-15. Seminar of Educational Planning, Measurement, Evaluation, Department of Education, Graduate School of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

フィンランドにおける高等教育質保証への学生参画の変容

The Changing Nature of Student Engagement in Higher Education Quality Assurance in Finland

李月婷

1. はじめに

本稿の目的は、なぜフィンランドの学生参画が質保証の全てのレベル（国家レベル、機関レベル、プログラムレベル）で高度に実現できたのかについて、1980年代以降の政策のレビューを中心に、解明することである。なお、本稿における学生参画とは、学生個人の学修活動を含め、高等教育の活動全般及びあらゆるレベルに学生が関与するプロセスまたは方法のことを意味する。

フィンランドにおける高等教育質保証への学生参画は、1996年のフィンランド高等教育評価機関（Finish Higher Education Evaluation Council、以下 FINHEEC）の設立を契機に、国家レベルの質保証機関に組み込まれた。今日、フィンランドの学生参画は質保証のあらゆるレベルにおいて実現されており（Bernhard 2008）、この取り組みは欧州高等教育圏（European Higher Education Area, EHEA）の国々でも高く評価されている（胡 2013）。

フィンランドにおける高等教育質保証への学生参画に関する先行研究については、ミクロ、メゾ、マクロの視点から、フィンランドの学生がいかに高等教育の質保証に参画するかを論じたもの（Ursin 2019）、学生参画のメカニズムに焦点を当てたもの（胡 2013）、学生の役割に特化したもの（Alaniska, et al. 2006）などがある。これらの研究は、伝統や政策と切り離され、ある時期の学生参画のみに着目したものとなっている。しかし、学生参画は伝統に基づいた高等教育の政策に左右される部分が大いと思われるし、政策は永久不変なものでもないため、時間軸を追いながら、政策のレビューを踏まえた上での考察が重要と思われる。そこで、本稿は主に政策のレビューを通じ、フィンランドの学生参画がすべての

レベルにおいて、高度に実現できた理由にアプローチしてみる。

本稿の構成は以下の通りとなる。第2節の伝統形成期では、フィンランドの最初の学生組合の設立から70年代後半以前までを射程内とし、学生組合経由の学生参画の伝統が形成された過程を概説する。第3節の制度整備期では、80年代から90年代後半とし、「評価国家」（Neave 1990）へと変わりつつあるフィンランドにおける高等教育質保証の制度確立をレビューしたうえで、FINHEECの活動に着眼し、学生参画が質保証に組み込まれていく過程を詳述する。第4節の参画完全化期では、ボローニャ宣言が発表されてから、フィンランドの学生参画がすべてのレベルで実現できたプロセスを検討する。第5節のおわりにでは、第2節、第3節、第4節を総括する。80年代とボローニャ宣言を区切りにした理由は、80年代がフィンランドの高等教育に体系的な評価が導入された時期、また、ボローニャ宣言が欧州高等教育圏の学生参画を促進する原動力とされた（ESU 2009）からである。

2. 伝統形成期（1970年代後半以前まで）

この時期におけるフィンランドの学生参画は学生組合の活動と密接に結びついており、学生組合は主に大学の個々の学生組合とそれを会員とする全国大学生組合（Suomen ylioppilaskuntien liitto、以下 SYL）から構成されていた。

フィンランド初の学生組合であるヘルシンキ大学学生組合（Helsingin yliopiston ylioppilaskunta, HYY）は、1880年の勅令により、独自のガバナンスと組織の規則を作成することが許され、同年、学生が自動的に入会するという項目が設けられた。学生組合の構造は、フィンランド

の議会をモデルとしており、選挙で選ばれた代表者のほか、フルタイムの有給職員も含まれていた。この組織構造は基本的に 1990 年代のポリテクニク法と大学法によって明文化され、継承された（詳しくは後述する）。

1917 年、フィンランドがソビエト連邦から独立した 4 年後、SYL は、ヘルシンキ大学とオーボ・アカデミーの学生組合によって設立された。その後、長年にわたり、SYL は大学の学生組合とともに学生福祉等の改善を目標に、フィンランドの高等教育政策に対する強い発言力を維持しながら、その声を政治プロセスに反映させるという伝統を構築してきた（Council of Europe 2015）。

1960 年代の学生運動を経て、フィンランドの学生は大学の意思決定において、より重要な役割を果たすことを要求した。それへの対応として、1972 年から 1975 年にかけて三者自治の原則に基づいた大学のガバナンス改革が行われた。その結果、大学の意思決定のレベルにおいて、学生は教員、職員と同様、3 分の 1 の議席が与えられた（Siljus 1987）。それに、学生組合の推薦で適任する学生が決まるという方式は 1990 年代のポリテクニク法と大学法によって正式に規定された。その後の法改正¹⁾でも、選出方法についての改正が行われず、90 年代に定まった推薦方法が継承された。

この時期では、学生組合の組織構造の枠組みが作り上げられ、学生組合経由の参画や三者自治が伝統として定着し、学生組合の影響力が国家レベルから個々の大学の意思決定レベルへと浸透した。ただし、学生参画の伝統が形成されたとはいえ、法令に規定される制度として整備されていないのが特徴と言えよう。次節では、高等教育に関する法令等の制度整備に着目し、質保証における学生参画の確立過程を詳しく検討する。

3. 制度整備期（1980 年代から 1990 年代後半までの学生参画）

1980 年代に入って、評価は欧米の高等教育政策の中心的な概念となった（Ala-Vähälä 2013）。これは、世界的な不況による高等教育システムの大規模化（Trow 1974）と資源の減少により、意思決定者が高等教育の質的・量的な提供を検討するようになったことに起因する

（Ala-Vähälä 2013）。

フィンランドにおいては、評価が行われるようになったのは、1970 年代に入って、物理学会がフィンランドにおける科学研究のレベルを評価し始めたのがきっかけである。だが、体系的な評価は、1980 年代にフィンランド・アカデミーが実施した最初の研究分野別評価に始まった（Välilä 2004）。このプロジェクトを通じ、評価の目的はランク付けではなく、科学研究のレベルアップの促進にあるということ、評価される側に理解してもらうための基盤を整えることができた（Välilä 2004）。

1991 年に、大学をより効率的にするため、最初的高等教育評価実験がユヴァスキュラ大学とオウル大学で行われた。同年、ソビエト連邦の崩壊による景気後退及びそれに付随した失業率の急激な上昇が社会状況を一変させたと同時に、社会のサブシステムである高等教育も大きく変化した（渡邊 1999）。1996 年まで、大学のみであった高等教育システムに職業志向のポリテクニクが組み込まれた。大学とポリテクニクの両部門を評価する機関である FINHEEC がこの激動の中で設立された。これらの変化を機に、学生参画は発表された政令や法令により、それまで以上に高等教育システムに組み込まれるようになった。本節では、1.高等教育システムの変化と学生参画、2.FINHEEC の設立と運営、3.FINHEEC の活動の 3 つから、この時期の学生参画を考察する。

3.1. 高等教育システムの変化と学生参画

1990 年代まで、フィンランドの高等教育は大学のみであったが、1950 年代後半に始まった高等教育拡大の最後の段階として、1990 年代にポリテクニク部門が設立された（Välilä 2004）。1991 年設立のポリテクニクは実験的なものであったが、1995 年のポリテクニク法により、1996 年に一部の機関に正式な認可が下りた。それまで一元型であったフィンランドの高等教育はポリテクニクの設立により、大学とポリテクニクからなる二元的なシステムに変わった（Ala-Vähälä 2016）。

高等教育システムの変化に合わせ、教育省は全国的なポリテクニクの学生組合（Suomen opiskelijakuntien liitto、以下 SAMOK）の設立を支援していた。外部からの資金援助と会員への助成金を通じ、SAMOK にも SYL のよう

にフルタイムの有給職員が配置された。さらに、ポリテクニク法によって、学生、学生組合の権利が保障された。主な条文は以下の通りとなる。

- ①理事会メンバーのうちの2名は、ポリテクニク・コミュニティを代表するものとし、1名はスタッフ、もう1名は学生とする。学生代表の選出については、学生会の規則に従う。
- ②ポリテクニクの学生組合は、自治権を有する。学生組合の決定権はその執行委員会および学生議会に帰属する。
- ③学生組合はポリテクニクの公式意思決定機関に学生代表を選出する。

(ポリテクニク法 1995)

上記の条文を通じ、学生組合の独立性が確保されただけでなく、学生がポリテクニクの意思決定に参画することもできた。これを1998年施行の大学法と照らし合わせると、大学の学生、学生組合も同様な権利を有することが確認できた。だが、その一方、両者の相違点についての確認もできた。例えば、意思決定機関の構成については、ポリテクニクの場合、学生の人数が明確に規定されているのに対し、大学の場合、構成メンバーの属性は決まっているが、人数制限についてはどちらのグループも全体の半分以上を超えてはならないという記述となっている。他にも、ポリテクニクの場合、学生組合への加入は任意であるが、大学の場合、学生組合への加入は学生の義務となっている。

欧州学生組合 (European Students' Union、ESU) が40カ国の全国学生組合を対象に実施した調査によれば、応用科学系の教育機関における学生の参画度合は大学生より低いことが判明した。その理由は、法令で定められていることと、大学とその他の教育機関では学生参画に関する伝統が異なることの2点が挙げられた (ESU 2009)。この調査結果はフィンランドの組合に適用することもできる。例えば、上述したように、高等教育機関の意思決定に関与する法令の条文が異なることで、学生の参画度合に差が生じることが推測できる。また、ポリテクニクでは、機関レベルへの参画は学業の成功を妨げるものと見なされ、あまり評価されていない (ESU 2009) こと

から、伝統の差異による認識の差も参画度合に影響を与えうると言えるだろう。

国家レベルの評価機関 FINHEEC への参画については、SYLとSAMOKから1名ずつの学生がそれぞれの推薦を受け、FINHEECの運営に関与すると政令によって規定されたことや、評価機関はポリテクニクとほぼ同時に設立されたことに依拠すれば、両部門への参画度合に大差がないと見受けられよう。

次節では、高等教育に関する法令の公表や改正に注目し、FINHEECの設立、運営を概説した上で、FINHEECの評価活動を中心に、国家レベル、機関レベル、プログラムレベルから学生参画の詳細を論じていく。

3.2. FINHEEC の設立と運営

3.2.1 FINHEEC 設立までの経緯

フィンランドでは、高等教育に関する最初の法令、高等教育開発法が1966年に公布され、1967年から1986年まで施行されていた。大学へのアクセスを増やすことで社会的、地域的な平等を促進することが主な目標と規定されていた。約20年かかって、これらの目標がほぼ達成されたため、1986年に新しい高等教育開発法が制定された。この法令が掲げた開発目的は、主として以下の通りである。

- ①各大学が独自に設定した目的に基づく大学運営の促進、配分されたリソースの使用に関する大学の裁量の増大、教官の職務規定に関する柔軟性の増大
- ②研究、研究コスト及び教育に関する適切で互換性のある情報を提示する評価システムの導入
- ③4年毎に政府によって承認される高等教育開発プランのために作成されたサマリーを含む、定期的なパフォーマンス報告の準備
- ④研究・教育への新たな資金の配分及び変化するニーズに基づく既存のリソースの再配分におけるパフォーマンスの考慮

(渡邊 1999)

パフォーマンスとリソースの配分を結びつけることがこの法令によって明確に規定された上で、配分するリソースの確保は高等教育制度の発展に関する第一次政府決議によって採択された。この一連の政策整備を経て、高等教育制度の内部改革の法的根拠とリソース確保が整い、大学の運営はパフォーマンスを重視する方向へと移行した。

また、1993年の予算削減により、高等教育開発法が廃止され、1998年に、新しい大学法が施行された。この法改正の目的は、大学の効率を向上させ、大学にさらなる自由と権限を与えることで、パフォーマンスに対する責任を大学に負わせることである（UNESCO 2004）。

こうしたパフォーマンスを重視する改革の中で、1990年代にいくつかの試験的な研究が行われた後、フィンランド政府は、各高等教育機関が2000年までに評価を受ける計画、いわゆる1995年～2000年の教育・大学研究の発展計画を制定した。計画の実施、または高等教育機関の運営や質、学位プログラム、特定のテーマ（入学試験、学生指導、カウンセリング等）におけるパフォーマンスを評価するため、1996年に政府主導のもとで、FINHEECが設立されるに至った。

3.2.2 FINHEEC の運営

FINHEECは教育省が管轄する評価機関で、その運営資金は教育省からの資金によって賄われている。しかし、FINHEECは自治権を有するため、教育省からも、各高等教育機関からも独立している。その運営は評価委員会のメンバーによって行われ、メンバーの構成は1995年の高等教育評価委員会に関する政令で規定されている。その条文は、「教育省は高等教育評価の専門家である12人のメンバーを4年間の任期で評価委員会に任命する」となっている。政令を定めた覚書によると、「専門家」という表現に学生が含まれている（Moitus 2003）。評価委員会に加わった2名の学生はそれぞれSYL、SAMOKの推薦を受け、評価のプロセスに貢献できるように、FINHEEC主催のワークショップに参加することが薦められている。このように、学生が評価委員会のメンバーとして、国家レベルで評価に関わることができた上に、学生としての役割も果たせるようにある程度確保

されている。

1995年の政令では、評価委員会の構成は規定されているが、評価方法は記載されていない。そのため、FINHEECは翌年の評価に備え、1996年にフィンランドのあらゆる大学を訪問し、今後の自身の役割や課題についてインタビューを行った。このインタビューに学生も参加した。大学訪問以外に、FINHEECは、学生組合を始め、様々な組織から評価プロジェクトの構想を得ていた。それらを踏まえ、評価委員会は4年間のアクションプランを作成した。かくして、FINHEECは正式な評価活動を開始する前から、多様性、透明性、影響力という自らの原則に基づき、可能な限り評価の各段階に学生を参画させることを選択した（Moitus 2003）。

3.3. FINHEEC の活動

FINHEECは、実際の評価活動を行わないが、各大学の評価プロジェクトに参加し、評価チームの任命、実行の支援及び監視等を行う（Watanabe 2000）。評価対象別に見ると、FINHEECは主に機関別評価、プログラム別評価、テーマ別評価を担当している。評価方法の開発を行っている段階において、すべての評価活動に対し、単一のモデルを押し付けることは、得策でないとするFINHEECの見解に基づき、評価の手順等は、大学によって異なっているが、評価は、主として自己評価とピアレビューを主体としている（渡邊 2000）。学生参画は主に5段階に分けて行われる。すなわち、①計画、②自己評価、③外部評価チームによる訪問調査、④報告、⑤フォローアップの5段階である。本項では、この5段階における学生参画の詳細について述べていく。

①計画

この段階では、評価の計画が立てられる。これは、評価を受ける各高等教育機関内に設けられた運営委員会によって評価の焦点が決められる。運営委員会は、評価自体には参加しないが、プロジェクトの計画、実行、調整、及びフォローアップを行う。

プログラムおよびテーマ評価では、原則として、FINHEECのメンバーが運営委員会の委員長を務め、少なくとも1名の学生を含む運営委員会はFINHEECによって召集される。評価テーマに応じて、最も重要なステ

ークホルダーである大学、ポリテクニク、産業界、学生組合を代表する6～8名のメンバーで構成される。受審対象が大学とポリテクニクのどちらかの場合は、当該部門の学生組合が代表者となり、両部門を対象とする場合は、通常、両部門からの学生が参画する。大学とポリテクニクの機関評価では、評価を受ける各高等教育機関が自ら運営委員会を設置する。これらの運営委員会には通常、学生がいるか、またはプロジェクトの計画について学生のコメントを求めるかの形となっている。ポリテクニク部門では、学生がいないケースがいくつかある (Moitus 2003)。

②自己評価

この段階では、自己評価が実施される。自己評価は、③の外部評価チームによる訪問調査の結果とともに、評価報告書に整理されるため、非常に重要な役割を果たすとされている (Moitus 2003)。

FINHEEC は、自己評価のためのガイドラインにおいて、学生を自己評価のプロセスに組み入れることを推奨しているが、「高等教育機関は、自らの活動に責任を持つ」という FINHEEC の基本理念によれば、各高等教育機関は自己評価の構成を独自に定めることができる。学生がいかに組み込まれているかを把握するため、FINHEEC は高等教育機関に自己評価のプロセスを報告書に記載することを求めている。

学生が自己評価報告書の作成に参画する方法は4つある。

- 1、学生の意見が自己評価報告書に反映される。学生に自己評価報告書のコメントを求めたり、学生の結論を加えたりすることにより、学生の意見を自己評価報告書に反映させる。
- 2、学生が個別に自己評価報告書を作成する。
- 3、学生の意見が別記事として自己評価報告書に添付される。
- 4、学生の意見が自己評価報告書に組み込まれない。

(Moitus 2003)

各高等教育機関が自己評価の構成に決定権を持っているため、学生の意見が自己評価報告書に組み込まれ

ない参画方法もあるが、それは明らかに FINHEEC が推奨するガイドラインに反することとなる。

③外部評価チームによる訪問調査

この段階では、FINHEEC によって任命された外部評価チームが現地調査をする。原則として、外部評価チームに学生が参画することとなっているが、すべての評価に学生が含まれるとは限らない。FINHEEC はプログラム、テーマ評価に必ず学生を参画させるが、機関別評価においては、学生は評価チームに含まれない (Froestad 2003)。

プログラムとテーマ評価においては、学生は外部評価チームのメンバーとして、また、インタビューを受ける1つのグループとしての役割を果たすこととなっている。インタビューを受ける学生の数は、評価の種類によって6人から60人まで様々である (Froestad 2003)。

FINHEEC の指示に従い、異なるコースレベル、年齢層、性別を代表する学生が、学生組合によって選出される。この場合、学生は必ずしも学生組合の代表者である必要はないが、教育改善への貢献に興味のある者でなければならない。それに加え、インタビューを受けると決まった以上、学生は評価のプロセスを理解する必要があるため、自己評価報告書の作成に参加していない学生がいる場合、高等教育機関は、自己評価報告書に触れさせる機会を設けなければならない。ちなみに、学生をインタビューするにあたり、外部評価チームの学生メンバーが質問することが多く、重要な役割を果たすとされている。

④報告

この段階では、報告書が作成される。報告書は、機関評価の場合、外部評価チームのメンバーによって作成される。その他の評価の場合、外部評価チームが作成した資料をもとにプロジェクト・マネージャー^⑤によって、起草され、記述される (渡邊 2000)。その後、草案はチームのミーティングで扱われ、メンバーの意見を踏まえたうえで、修正される。これらの作業の中で、学生は他のメンバーと同様な役割が求められる。また、外部評価チームの報告書は、FINHEEC のシリーズとして出版される (渡邊 2000)。

⑤フォローアップ

この段階では、各教育機関は、FINHEEC の支援を得つつ、自己責任のもとで、フォローアップを行う(渡邊、2000)。一般的な原則として、FINHEEC は、学生組合が機関、部門、プログラムレベルにおけるフォローアップ活動に積極的な役割を果たすことを推奨する。しかし、これまでのところ、機関評価とプログラム評価のみでは、フォローアップが行われている(Froestad 2003)。前者では、フォローアップにおけるすべての手順に学生が参画する。後者では、統一したフォローアップの方法が計画されるとはいえ、学生の意見が収集されるのは一部のプログラム評価のみである。

FINHEEC 設立の際、SYL と SAMOK の推薦を受けたそれぞれ1名の学生が運営委員会のメンバーとして運営に携わることが、政令によって規定され、国家レベルにおける学生参画の実現ができた。機関レベル、プログラムレベルにおいては、ポリテクニック法と大学法の公表や FINHEEC が上記の5段階への学生参画を推奨することにより、ほぼ実現された。しかし、機関評価の外部評価チーム、ポリテクニックを対象とする機関評価の計画段階、テーマ評価のフォローアップ等に学生が含まれていないことを考慮すると、この時期の学生参画にはばらつきがあると解釈できよう。

また、FINHEEC は1996年に設立されたにもかかわらず、2000年代に入ってから、特にボローニャ・プロセスが本格的に動き出してから、その影響力が発揮できるようになった(Krüger 2018)。これを踏まえ、評価と密接に結びついた質保証への学生参画も、この時期では法整備、または制度整備に止まっており、実質的な活動は FINHEEC と同様、ボローニャ宣言が発表されてからになると言えよう。次節では、ボローニャ・プロセスが掲げた学生参画に対応するため、FINHEEC が欧州高等教育質保証協会(European Association for Quality Assurance in Higher Education、以下 ENQA)に提出した報告書から、フィンランドの学生参画がすべてのレベルで高度に実現されたプロセスを考察する。

4. 参画完全化期(ボローニャ宣言から現在までの学生参画)

1999年にヨーロッパの高等教育担当大臣がイタリアのボローニャ市に集い、2010年までに欧州高等教育圏を構築し、世界に通用する高等教育制度を確立するという声明が発表された。これが、ボローニャ宣言である。ボローニャ宣言に基づく一連の改革の動きをボローニャ・プロセスという。欧州高等教育圏の構築にあたり、解決しなければならない課題が多くある中、質保証への学生参画は、その重要な課題の1つである(Popović, et al. 2011)。

ボローニャ宣言では、学生参画について言及されなかったが、2001年のプラハ・コミュニケでは、学生が高等教育機関の仕組みや教育内容に参画し、影響を与えるべきであることが初めて合意された。2003年のベルリン大臣会合以降、質保証のフレームワークやメカニズムにおいても、学生参画においても、積極的な変化が見られた。その要因の1つは、2005年の大臣会合で欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area、以下 ESG)が採択されたからである(ESU 2012)。2015年、高等教育が置かれた新しい状況への対応や2005年版 ESG がはらんだ問題の改善を図るため、ESG^①が改正された。改正後の ESG では、「プログラムの設計に学生を巻き込む」ことが明確に提示されたり、全ての手続きの要件として外部評価チームに学生メンバーが含まれたりして、あらゆるレベルにおいて、学生参画が求められるようになった。

1999年に、ボローニャ宣言の署名国となったフィンランドは欧州高等教育圏の構築を目指しながら、2年毎の大臣会合が発表する各コミュニケへの対応はさることながら、ESGの標準合わせに取り組むことも要請されている。特に、「機関自身による内部質保証の重要性」を強調した2003年のベルリン・コミュニケが FINHEEC の評価に大きな影響を及ぼしたと思われる。ベルリン・コミュニケを受け、アクレディテーションで高等教育機関の運営や質が一定水準に達したか否かを評価していた FINHEEC が、2005年から高等教育機関の質保証システムが機能しているか否かを監査することが評価の中心となった(ENQA、2010)。評価要点の変化に応じ、2005年までに、フィンランドにおけるすべての高等教育機関

が質保証システムの設立が求められた。その後、FINHEECはENQAが発行したESGに基づいて評価を実施することとなった。今まで、FINHEEC (FINEEC⁽⁴⁾)は、すべての正会員機関が少なくとも5年に1度、外部の周期的なレビューを受けるというENQAの規定に従い、2010年、2016年⁽⁵⁾、2020年に報告書を提出した。

上述したように、2003年のベルリン・コミュニケを受け、FINHEECの評価手法はアクレディテーションから

監査へと転換し始めた。学生参画はこうした変化の中で、いかにより高度なものに変化したか、2010年、2016年、2021年に、FINHEECが提出した報告書を整理することにより、明らかにする。各報告書はESGの規定事項への適合性が詳細に検討された上で、作成されたため、ESGの枠組み（内部質保証、外部質保証、評価機関）に基づき、各報告書の学生参画を表1、表2、表3に整理した。

表 1:2010 年の報告書

| | |
|-------|---|
| 内部質保証 | 無 |
| 外部質保証 | <ul style="list-style-type: none"> 外部評価チームに学生代表が含まれており、学生はこのプロセスに効果的に貢献できるように訓練されている。 計画に関与する学生メンバーは学生組合の推薦により、決定される。 |
| 評価機関 | <ul style="list-style-type: none"> 12名の運営委員会のメンバーに、SYLとSAMOKの推薦を受けた2名の学生が含まれている。 FINHEECはENQAに提出する報告書を作成する上で、学生組合の代表者を含め、多くの関係者をインタビューした。 |

(2010年の報告書に基づき、筆者作成)

表 2:2016 年の報告書

| | |
|-------|--|
| 内部質保証 | <ul style="list-style-type: none"> 学生の満足度、卒業後の進路等の調査 教育プログラムでは、学生の学習進捗状況や調査結果等を考慮し、体系的かつ定期的に見直される。 学生は学習プロセスを共同で創造するという積極的な役割を担っているため、学生の評価がこのプロセスに反映されるようになっている。 |
| 外部質保証 | <ul style="list-style-type: none"> 外部評価チームによる訪問期間は3日から5日である。初日の訪問は通常、学生等をインタビューする。 フォローアップ:合同セミナーの開催により、教育機関の職員および学生が、FINEECの代表者と監査の結果および結論について率直に話し合う機会が設けられる。 |
| 評価機関 | 監査のフレームワークと基準は、高等教育機関、学生、社会人の代表者とともに計画・開発される。 |

(2016年の報告書に基づき、筆者作成)

表 3:2021 年の報告書

| | |
|-------|--|
| 内部質保証 | <ul style="list-style-type: none"> 学生が意図したプログラムの学習成果が達成できるように、学位プログラムが機能しているか否かを評価する。 多くの質的・量的手法を用いて、学生等の協力で得られた、より幅広いデータが使用される。 |
| 外部質保証 | 外部評価チームによる訪問の際、データ収集の多様性や交流の有効性を図るため、インタビューと並行してワークショップが行われる |
| 評価機関 | FINEECの活動に専門家候補を推薦し、さまざまな問題で協力するSYL、SAMOK等とのパートナー関係が築かれる。 |

内部質保証に関して、2010年の報告書においては、それに該当する学生参画が記載されていないのに対し、2016年の報告書においては、調査の実施やプログラムの見直し等が取り上げられ、比較的充実した内容となっている。これは2015年版ESGに対応した結果として捉えられる。また、2021年の報告書における内部質保証では、それまでの取組を踏まえ、学修成果と関連付ける学位プログラムへの評価や、より幅広いデータの使用等を通じ、エビデンスに基づいた学生参画が内部質保証に取り入れられていることが考察できる。

外部質保証、評価機関に関しては、それほど大きな変化は見られないものの、インタビューからインタビューと並行してワークショップの開催等の変化から、学生参画の手法が多様に進化していることがわかる。また、ポリテクニクの計画やフォローアップ等の段階において、学生が含まれていないという参画の不完全さは、FINHEEC (FINEEC) がESGにリンクしていく過程で解決されたと言えよう。

1999年始動のボローニャ宣言は、学生参画の伝統と結びついた法令が整備されたフィンランドに、自国の学生参画を欧州基準と照らし合わせることで、改善すべき問題点を浮彫にする契機を提供した。つまり、外部からの要請でフィンランドの学生参画はさらなる一步を前に進むことができた。それと同時に、フィンランドはボローニャ・プロセスを教育改革の起爆剤と見なし、積極的に欧州高等教育圏の基準に合わせることから、内部からの需要も学生参画の改善を推進した重要な一因と見て取れる。こうして、学生参画の基盤が整ってから、外部の促進と内部の需要の相互作用で、フィンランドの学生参画が

(3) 2015年版ESGの枠組み

| | | |
|---------------------|--------------------|-------------------------|
| 1. 内部質保証 | 2. 外部質保証 | 3. 評価機関 |
| 1.1. 質保証の方針 | 2.1. 内部品質保証の検討 | 3.1. 品質保証に関する活動、方針、プロセス |
| 1.2. プログラムの設計と承認 | 2.2. 目的に適合する方法論の設計 | 3.2. 公式認証 |
| 1.3. 学生中心の学習、教育、評価 | 2.3. プロセスの実施 | 3.3. 独立性 |
| 1.4. 学生の入学、進級、認定、認証 | 2.4. ピアレビューの専門家 | 3.4. テーマ別分析 |
| 1.5. 教員 | 2.5. アウトカムの基準 | 3.5. リソース |
| 1.6. ラーニングリソースと学生支援 | 2.6. 報告書 | 3.6. 内部質保証と専門家による指導 |

不断に改善された結果、あらゆるレベルで実現できるようになった。

5. おわりに

1880年にフィンランド初の学生組合であるヘルシンキ大学学生組合が設立されてから、組合を経由する学生参画や三者自治の伝統が徐々に形成された。こうした伝統があるからこそ、高等教育に関する政令や法令が整備される際に、学生が不可欠な力として質保証の各レベルに組み込まれていた。そして、それらの政令や法令が整備されたがゆえに、学生参画の伝統が守られ、より一層、質保証に根付くこととなった。1999年ボローニャ宣言の発令、特にESGが発表されてから、外部からの要請と内部からの需要とが相まった結果として、フィンランドの学生参画は質保証の各レベルで実現できた。

本稿は資料調査に依拠し、伝統、政策等相対的にマクロな視点からフィンランドの学生参画を考察したが、フィンランドの各大学では、学生参画がいかに関心されているか、ミクロからのアプローチができていない。今後は具体例を検討することで、細部からフィンランドの学生参画を論じることを課題としたい。

〈注〉

(1) 2014年のポリテクニク法と2009年の大学法の改正である。

(2) FINHEECが任命する、プログラム別評価とテーマ別評価に詳しい専門家のことである。

| | | |
|-------------------------------|--------------|---------------|
| 1.7. 情報管理 | 2.7. 苦情と申し立て | 3.7. 周期的な外部審査 |
| 1.8. 情報公開 | | |
| 1.9. 継続的なモニタリングとプログラムの定期的な見直し | | |
| 1.10.周期的な外部質保証 | | |

(2015年版ESGに基づき、筆者作成)

(4) FINEEC (Finnish Education Evaluation Centre) は、高等教育に限らず、フィンランドの幼児教育から職業教育、成人教育まで、すべての教育部門の評価を担当する唯一の機関である。2014年にFINHEEC、フィンランド教育評価委員会 (Finnish Education Evaluation Council)、国家教育委員会学習アウトカム評価部門 (National Board of Education's Unit for Evaluation of Learning Outcomes) という3つの部署が統合され、設立された新しい機関である。

(5) 2014年のFINEEC設立により、2015年に提出されるはずの報告書が2016に延期された。

〈参考文献〉

渡邊 あや, 1999, 「フィンランドにおける高等教育政策に関する研究-90年代の動向を中心として-」『広島大学教育学部紀要』第一部(教育学)第48号, pp.163-171.

渡邊 あや, 2000, 「フィンランドにおける高等教育評価の現状と課題」『中国四国教育学会教育研究紀要』第46巻第1部, pp.529-533.

胡子祥, 2013, 「芬兰大学生参与教育评估的机制研究」『高教发展与评估』, (3), pp.57.

Aya Watanabe, 2000, A Study on University Evaluation in Finland-Focusing on the Role of Finnish Higher Education Evaluation Council-.広島大学教育学部紀要 第三部 第49号, pp75-82.

Andrea Bernhard, 2008, “Quality Assurance on the Road Finland and Austria in Comparison”.The 3rd European Quality Assurance Forum: Trends in Quality Assurance Budapest, pp.6.

Bergen(ベルゲン), 2005, “The European Higher Education Area - Achieving the Goals”,Communique of the Conference of European Ministers Responsible for Higher Education.

Council of Europe, 2015, Student Engagement in Europe: society, higher education and student governance.

ENQA, 2005, Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area

ENQA, 2010, External Review of FINHEEC by the European Association for Quality Assurance in Higher Education, pp.1-5.

ENQA, 2015, Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area.

ESU, 2009, Bologna with student eyes, pp40,pp.45.

ESU, 2012, Bologna with student eyes, pp.117.

FINHEEC, 2006, Audits of Quality Assurance Systems of Finnish Higher Education Institutions Audit Manual for 2005-2007

FINHEEC, 2010, Report of the panel of the review of the Finnish Higher Education Evaluation Council.

FINEEC, 2016, External Review of the Finnish Education Evaluation Centre- Self-assessment report

FINEEC, 2021, Self-Assessment Report for the ENQA Agency Review

Hanna Alaniska, Esteve Arboix Codina, Janet Bohrer, et al. 2006, Student involvement in the processes of quality assurance agencies, pp.13.

Milica Popović and General Rapporteur, 2011, General report “Student Participation in Higher Education Governance”.pp.6.

Guy Neave, 1990, “On Preparing for Markets: trends in higher education in Western Europe1988-1990”, European Journal of Education, 25(2):pp.105-122.

Harriet Silius, 1987, A Comparative Perspective on Finnish Higher Education Policy, Springer, pp.420.

Jani Ursin, 2019, “Student Engagement in Finnish Higher Education-Conflicting realities- ”, In Masahiro Tanaka, *Student Engagement and Quality*

Assurance in Higher Education, Routledge, pp.24-34.

Jussi Välimaa, 2004, “Three Rounds of Evaluation and the Idea of Accreditation in Finnish Higher Education”, *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*, Springer Science +Business Media Dordrecht, pp.108, 103.

Karsten Krüger and Martí Parellada and Daniel Samoilovich, 2018, *Educational Governance Research 8: Governance Reforms in European University Systems The Case of Austria, Denmark, Finland, France, the Netherlands and Portugal*, pp.57.

Martin Trow, 1974, *Problems in the Transition from Elite to Mass Higher Education, Policies for Higher Education*, pp.51-101.

Prague(プラハ), 2001, “Towards the European Higher Education Area”, *Communiqué of the meeting of European Ministers in charge of Higher Education*.

UNESCO (2004)*Reforming higher education in the Nordic countries -studies of change in Denmark, Finland, Iceland, Norway and Sweden-*.pp.108.

Sirpa Moitus, 2003, *Nordic project on student involvement The Finnish Report*.pp.6-40.

Suomen, 1981, *Suomen Fysiikan perustutkimus v. 1971-1980 Research of Physics in Finland*.Helsinki: Suomen Fyysikkoseurary.

Timo Ala-Vähälä and Taina Saarinen, 2013, “Audits of quality assurance systems of higher education institutions in Finland”, *External Quality Audit Has It Improved Quality Assurance in Universities?*, pp.183-194.

Timo Ala-Vähälä, 2016, *Reception of the quality assurance commitments of the Bologna process in Finnish higher education institutions, Quality in Higher Education*, 22 (2):pp.103-116.

W. Froestad and P. Bakken, 2003, *Student Involvement in Quality Assessments of Higher Education in the Nordic Countries*.pp.7-50.

(本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2124 の支援を受けたものである。)